主 文本件控訴はいずれもこれを棄却する。

被告人Aの弁護人山下知賀夫並びに被告人Bの弁護人中村三之助の各控訴趣意は 本件記録に綴つている控訴趣意書記載のとおりであるから引用する。

被告人Bの弁護人中村三之助の控訴趣意第一点について。

同第二点及び被告人Aの弁護人山下知賀夫の控訴趣意について。

しかし、被告人等につきそれぞれ本件犯行の動機、罪質、態様、回数、窃取した物品の種類並びに数量、これを処分して得た金員の分前、その使途その他記録によって窺われる各般の情状、殊に本件は公共施設である鉄道の貨物輸送に対する一般世人の信頼感を失墜せしめる犯罪であることを考量するときは、原審相被告人との刑の権衡その他所論の事情を参酌しても、なお原審が被告人等に対しいずれも懲役一年六月の実刑に処したのはむしろ相当であつて、これに執行猶予を附しなかつたからとて不当の制裁であるとは認められないから、本論旨はいずれも採用できない。

よつて刑事訴訟法第三九六条に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 富田仲次郎 判事 棚木靱雄 判事 入江菊之助)